

## 被告管理者の びっくり仰天証言！！

### 竹本さん本人訴訟

### part II

10月9日開催された、竹本さんの裁判（大阪地裁平成26年（ワ）第30001号賃金請求事件）の証人尋問において、被告管理者から、びっくり仰天の証言がありました。

#### 新田元助役の証言・・・

- 原告竹本さん・・・あなたは、2008年7月8日だったと思うんですけども、摂津市鳥飼車両基地で手歯止めを割ったという事象を起こしたことがありますね。
- ▲被告新田元助役・・・はい、あります。
- 原告竹本さん・・・そのときは運転士でしたか、それとも管理者でしたか。
- ▲被告新田元助役・・・管理者です。
- 原告竹本さん・・・あなたが起こした手歯止めを割った事象と、あなたが今回、非違行為として報告した私の事象と、事象としてはどちらが重大なものですか。

{新田元助役が、竹本さんに注意指導したとされる非違行為とは、「列車から降車時、携帯品の確認をやらずに降車しようとした」「ブレーキ試験終了時に、ブレーキ試験終了と喚呼するのをしなかった」「駅停車時、ブレーキハンドルをB7よしと指差確認喚呼をしなかった」「入駅時、ノッチをオフした時にオフよしの指差確認喚呼をしなかった」}

- ▲被告新田元助役・・・それは、同じでしょう。

以上、証人調書速記録

## 手歯止め撤去失念し、手歯止め割った事象と重大さは同じ！？

皆さんは、普通に考えて、どちらが重大か言われなくても、すぐわかりますよね！？

次号に続く・・・

